

狭山市議会議員政治倫理審査会結果報告書

令和7年5月23日

狭山市議会 議長 太田 博希 様

狭山市議会議員政治倫理審査会 委員長 広山 清志

令和7年3月18日付で請求のあった件について、次の通り審査結果を報告します。

1 請求内容

詳細は「千葉良秋議員の倫理規範に反する行為の存否についての審査の請求」の資料を参照。請求内容の概要は

- ・千葉議員は請願者に対し「請願に賛成するので審査中に執行部批判はせず、話はプールに絞るように」と要求したにも関わらず、指示に従い、請願審査中は執行部批判の発言を行わなかった請願者との約束を反故にし、「趣旨採択の動議を出す」と変更してきた。
- ・「趣旨採択の動議」の約束も反故にし、「不採択」として請願に反対した。
- ・上記のとおり、請願者に対して発言を制限するような操作が行われた。
- ・議長あてに、市長等との協議内容の文書がSNSにより送られている。

以上のことから、狭山市議会議員政治倫理審査会を設置し、事実解明並びに説明責任を果たすことで、市議会の信頼を回復すること等を目的として審査を求める。

2 審査内容

請求内容について、狭山市議会議員政治倫理規程第6条第1項第1号の規定により、千葉議員の倫理規範に反する行為の存否について審査を行った。

3 審査の結果

- (1) 請願者と千葉議員で受け止め方が違う部分もあるが、千葉議員の行為については、ほぼ請求内容どおりであることが確認された。
- (2) 一連の行為が「市民を欺く行為」にあたるかについては意見が分かれたが、「反対」という当初の言動と違う態度を取ったことについては、請願者へのていねいな説明と共に、謝罪があつてしかるべきである。
- (3) 請願者に対して、趣旨採択を提議しながら実施しなかった事について、弁明や謝罪を行っていないことは、誠実さに欠ける対応である。
- (4) 全ての委員が「倫理規範に反する行為があつた」との意見であつた。

以上の点から、**千葉議員の行為は、狭山市議会議員政治倫理規程 第3条第1項第6号 その他議員としての品位及び名誉を損なう行為を行わないこと に違反（抵触）する、という結果（意見）に至ったことを報告いたします。**

狭山市議会議員政治倫理審査会における審査の経過及び結果

1 審査会の設置

狭山市議会議員政治倫理規程第4条の規定に基づき、菅野淳、大島政教、丸橋ユキ以上3名の議員より「千葉良秋議員の倫理規範に反する行為の存否についての審査の請求」があり、同第5条の規定により、議長は令和7年3月24日付で政治倫理審査会を設置し、次の8名の議員を審査会の委員に任命した。

広山 清志 議員、大沢えみ子 議員、笹本 英輔 議員、田中 寿夫 議員、
内藤 光雄 議員、福田 正 議員、町田 昌弘 議員、金子 広和 議員

2 審査の経過

【第1回審査会】 令和7年3月28日（金）

狭山市議会議員政治倫理規程第5条第3項の規定により、委員長に広山清志議員、副委員長に大沢えみ子議員が互選された。

その後、会議の公開・非公開について、傍聴の取り扱いについて、今後の審査会日程(案)について協議。

【第2回審査会】 令和7年4月4日（金）

請求内容の確認を行った後、狭山市議会議員政治倫理規程第6条第1項第2号の規定により、請求者である菅野淳議員、丸橋ユキ議員から事情聴取。2名の請求者から請求理由の内容について説明を受け、委員との質疑応答を実施。大島政教議員は欠席。

【第3回審査会】 令和7年4月11日（金）

狭山市議会議員政治倫理規程第6条第1項第2号の規定により、審査対象者である千葉良秋議員からの事情聴取・質疑応答を実施。

今回の審査会に関係者として太田博希議長、当時の請願提出者の出席の要請を決定。

【第4回審査会】 令和7年4月18日（金）

狭山市議会議員政治倫理規程第6条第1項第2号の規定により、関係者として太田博希議長、請願提出者として横田利和氏、岩川則雄氏の出席を求め、事情聴取・質疑応答を実施。

【第5回審査会】 令和7年4月24日（木）

狭山市議会議員政治倫理規程第6条第1項第3号の規定により、審査対象者である千葉良秋議員の弁明を実施。

【第6回審査会】 令和7年5月9日（金）

第5回までの審査を元に、各委員の意見を確認。

【第7回審査会】令和7年5月23日（金）

第6回で出された各委員の意見をもとに作成した報告書を、審査会で確認。

狭山市議会議員政治倫理規程第7条第1項の規定により、審査会で確認した、狭山市議会議員政治倫理審査結果報告書及び、審査の経過と意見と共に、本審査会の結果を、議長に提出することを決定。

3 審査の内容と意見

【指摘事項1】

- 千葉議員は請願者に対し「請願に賛成するので審査中に執行部批判はせず、話はプールに絞るように」と要求したにも関わらず、指示に従い、請願審査中は執行部批判の発言を行わなかった請願者との約束を反故にし、「趣旨採択の動議を出す」と変更してきた。
- 請願者に対して発言を制限するような操作が行われた。

指摘事項1に対する確認内容

千葉議員からは「だますつもりなど毛頭なく、請願に賛成する立場で」臨んだ。請願の説明文書については、アドバイスとして「執行部の批判はしないで、プールを存続してほしいことに絞っては」と伝えた。との発言があった。

横田氏からは「千葉さんが賛成してくれるということは、もうイコール文教委員会は可決。そこで舞い上がって、全部言うとおりにしようと思った」との発言があった。

岩川氏からは「正直、議員と対等ではない。どこかに疑問が残っていても、そうせざるを得ない」との発言があった。

9月9日の文教厚生委員会の請願審査の後、

千葉議員からは「調査の結果、請願を採択することは市民全体の利益にならない」「請願は不採択に舵を切る」と判断し、9月10日に請願者にその旨を伝えた。その際、「趣旨採択としたい」と請願者に伝えた。との発言があった。

横田氏は「趣旨採択というのはイコール賛成ではないよという意味合いで捉えている。お茶を濁したような話だと思ったが、当然次の委員会では趣旨採択の動議を千葉議員がすると思っていた」「請願に反対をするということは一切聞いていない」との発言があった。

〈委員の意見〉

○しっかりと調査をし、最終的な結論を導き出した上で、賛成する、反対するというのが、市議会議員の役割。それに反し、早々に、軽々に賛成すると言ったことについては、その時点で倫理規範に反する。

○たとえアドバイスでも、請願に賛成するとのことでのアドバイスであり、請願という国民に認められた制度を使った市民に対して議員が話したことは、大変責任があること。

○PFI等について詳しくお話することは難しいこととして、詳細な説明を行わないまま、賛成と伝えている。一方で、反対に回った理由は、PFIのVFMが出ないという詳しい説明をしたと言っている。事前に説明がないものを突然そのような詳しい説明をされても、理解できるものではない。

【指摘事項２】

- 「趣旨採択」の約束も反故にし、「不採択」として請願に反対した。

指摘事項２に対する確認内容

千葉議員は「趣旨採択」の動議を提出することなく「反対」に変わった経緯として「趣旨採択となる見込みが立たなかったので出さなかった」と発言している。ただし請願者へ趣旨採択の動議を出さなかった説明は行っていない。

横田氏からは９月１４日付で「結果として千葉さんに騙されたと思っている」との文章が提出されている。請願の不採択後から千葉議員と横田氏は会っておらず、半年経過後も説明・謝罪はない。

〈委員の意見〉

- 趣旨採択を提議しながら、実行しなかった。実行しなかった理由も、請願者に趣旨採択をしようと言ったことに対しては、全く関係ない。軽々に趣旨採択をするということは言うべきではない。
- 当初、賛成すると言ったことを反対したのだから、このことは横田さんに会って説明と謝罪をする必要があった。
- 納得のいく十分な説明を行わないまま採決で反対の意思表示を行った行為は、議員として、決して許されるものではない。
- 趣旨採択の動議を出すことなく反対に回り、請願者に説明すら行っていない。明確に反対する意思がこの時点で既にあったにもかかわらず、心情を酌みたいということで、趣旨採択だというような説明をされたことで混乱を招いている

【各委員の意見まとめ】

○内藤委員

千葉議員の行ってきた行動、対応、発言については、倫理規範に反している。

○田中委員

誰の目から見ても、市民の信頼を裏切ったという行為と指摘されて、反論するに値しない。議員としての品位及び名誉を損なう行為があったことは明らか。

○金子委員

千葉議員が行った行為には議会の品位と名誉を損なう倫理規範に反する行為があった。

○町田委員

議員としての品位及び名誉を損なう行為を行ったことに該当する。

○笹本委員

倫理規定に反する行為があった。結果的に欺くことになってしまった。

○大沢委員

請願に賛成すると事前に請願者に伝えていたにもかかわらず、最終的に反対をしたという点については、違反行為があった。

○福田委員

倫理規範に反する行為があった。

4 審査の結果（意見のまとめ）

委員全員から、狹山市議会議員政治倫理規程 第3条第1項第6号その他議員としての品位及び名誉を損なう行為を行わないこと に違反する行為があったとの意見が出された。

- （1）請願者と千葉議員で受け止め方が違う部分もあるが、千葉議員の行為については、ほぼ請求内容どおりであることが確認された。
- （2）一連の行為が「市民を欺く行為」にあたるかについては意見が分かれたが、「反対」という当初の言動と違う態度を取ったことについては、請願者へのていねいな説明と共に、謝罪があつてしかるべきである。
- （3）請願者に対して、趣旨採択を提議しながら実施しなかった事について、弁明や謝罪を行っていないことは、誠実さに欠ける対応である。

各委員の意見を取りまとめ、上記の内容をもって、倫理規定に反する行為があったとの結論に至った。

5 その他の意見

以下の点について委員から指摘・意見があった。

- 議長あてに、市長等との協議内容の文書が SNS により送られている件について
 - ・不明点として「執行部との長時間の会合を行ったことが、最終的に『反対』に回ったことの背景にあるのではないか」との疑念はぬぐえない。
 - ・本会議採択の前に、西武団地の自治会館で市長や執行部等が打合せを行った際、千葉議員が同席している事実も判明、市長が別の議員を呼び出していることも分かった。結果として、議会の審査や賛否に執行機関関わった可能性も捨て切れないため、本審査会終了後、特別調査委員会を設置して事実解明が必要である。
 - ・会期中の、それも請願の採決直前に、市長応接室で市長らと議論し、「動議の提出から趣旨採択について了承をいただいた」とのメールに対し、最終的に仕方がないと了承したのは市長だったと答弁された。この行為は、大変重く受け止めなければならない倫理規範に反する行為である。
 - ・特別委員会や第三者委員会等を設置し、千葉議員と小谷野市長の請願審査に対する関連性及び市長ともう一人の議員の接触時にはどのような千葉議員の関与があったのか等についても事実確認をする必要が新たに生じてきた。改めて事実確認をする場の設置を強く求める。
- 今後について
 - ・反省と謝罪を求める決議に相当する。
 - ・謝罪では済まない、議員辞職に値するのではないかという事案である。
 - ・一挙一動を捉えて直ちに請求審査にかけるのは慎重に行ってほしい。政治倫理審査会を閉じた後に、振り返りの機会を設けて振り返りをしたい。

●その他

- ・趣旨採択のような言葉でごまかすことなく、委員会採決の際は、委員会室から退場し、採決の際、反対の意思表示をすべきではなかった。本会議においても同様である。
- ・彼の行為が、そのまま違法性が高く、市民を欺く行為であるかという点、そうではない。
- ・千葉議員は随所で説明不足、誤った認識に基づく間違った説明を行っており、真摯に受け止めてほしい。
- ・千葉議員が請願に賛成すると言って、調査した結果、不採択との判断に至ったのはやむを得ないが、議員として、市民から相談されている請願について賛成から反対になったことは、きちんと説明して、理解していただく必要があった。
- ・市民や有権者の方、関係者の方に大きな期待を持たせた。また、結果として勘違いを起こさせたということは、紛れもない事実である。
- ・先の千葉議員の弁明中にも倫理規定に反する発言があった。思い込みによる偏見、『自分上位』といった態度があり、反省はみじんも感じられない。多くの陳情が出され、全会一致で審査会を開催しなくてはいけなくなったことは、千葉議員の不誠実な対応によるものである。
- ・副議長という職責でこのような請願者の意見に反する行為を行った上、請願者に対して丁寧な説明や謝罪を行うこともなかったばかりでなく、周囲から促されながら副議長を辞任することに至ったが、その理由は一身上の都合として発表し、副議長としても全く反省の色が見えない。
- ・千葉議員の答弁は、二転三転する答弁も多く、事実と異なる答弁も複数確認できており、審査会やその委員に対しても真摯に向き合っていない。